

## ○山陽小野田市議会基本条例の議員自己評価集計表

### ■前文の評価

| ・前文を変更する必要はないか。   |    |    |     |
|---|----|----|-----|
| ある  | 7人 | ない | 15人 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■変更の必要がある</p> <p>①地方分権改革推進法期限切れにより前文の見直しが必要。</p> <p>②地方分権推進法は平成22年までのものであり、文言はこれでよいか。10年経過し、議論すべきでは。該当条文「地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。」</p> <p>③「汗を流す必要があります。」→「汗を流すことが求められます。」、「政策立案機能を強化しなければなりません。」→「政策立案機能を強化する必要があります。」、「市民の負託に応えなければなりません。」→「市民の負託に応えることが求められています。」</p> <p>④難しい言葉を簡潔で分かりやすくする。「市民福祉の増進」の「福祉」の意味が分からない。「厳粛」：まじめできびしいさま。真剣なさま。重大で動かしがたい。市勢の「勢」？</p> <p>⑤全体的にもっとシンプルにすべきと思う。</p> <p>⑥ 1「透明性のある議会、開かれた議会」とは、抽象的なので削除を希望します。2「代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下」を「代表者であることを政治倫理のもと自覚し…」で良いと思う。崇高という意味（尊く気高いこと）に違和感がある。</p> <p>■変更の必要はない</p> <p>①今も生きている前文である。</p> |    |    |     |

## 前文

地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。

そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。

議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。

また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければなりません。

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

## ■各条ごとの評価事項についての達成度評価

| 達成度         |             |
|-------------|-------------|
| A：達成した。     | C：まだ不十分である。 |
| B：ある程度達成した。 | D：取り組んでいない。 |

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

| ・議会は、条例の目的を果たしているか。  |    |   |     |   |    |   |   |
|--|----|---|-----|---|----|---|---|
| A  | 2人 | B | 14人 | C | 6人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：  |    |   |     |   |    |   |   |
| <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①市の第二次総合計画との整合性はこれでよいか。例えば～スマイルシティ。該当条文「市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与する」</p> <p>②議会改革度からランクは上位にあるが、必ずしも誇れるものとは思っていない。</p> <p>■ C：まだ不十分である。</p> <p>①「真の地方自治」とは、議員それぞれが個別に考えるものなのか、議員が共通認識を要するものなのか分かりにくいし、抽象的過ぎる。</p> <p>②理解は道半ばである。</p> <p>③議員は常にこの目的に立ち帰るべきである。</p> |    |   |     |   |    |   |   |

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

| ・議会は、上記の原則に基づき活動しているか。 |    |   |     |   |    |   |   |
|------------------------|----|---|-----|---|----|---|---|
| A                      | 2人 | B | 11人 | C | 9人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：                |    |   |     |   |    |   |   |

- B : ある程度達成した。
- ①政策立案、政策提言等の強化はできていないと思う。
  - ②議案審議、所管事務調査において、市民本位の立場から、市民の目線で適正な議案審査が行われるためにも、議員力が必要と思われる。
  - ③政策立案・政策提言等
  - ④政策立案・政策提言が不十分。
  - ⑤本会議や委員会の放映、議会報告会、市民懇談会など開かれた議会は実践しているが、市民の議会に対する関心は乏しい。
- C : まだ不十分である。
- ①政策立案、政策提言等の強化をさらに行う必要がある。
  - ②市民からの多様な意見を聴取する日々の行動力が薄れてきた。
  - ③議会の原則は常に自覚し、運営にあたるべきである。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

| ・議員は、上記の原則に基づき活動しているか。                 |    |   |     |   |    |   |   |
|--|----|---|-----|---|----|---|---|
| A                                      | 2人 | B | 11人 | C | 9人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：<br>■ B : ある程度達成した。<br>①個人差がある。 |    |   |     |   |    |   |   |

- ②第3号の「市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。」→福祉だけでない。
  - ③市内広域での要望等が寄せられ、要望実現のため尽力はしているが、十分であるとは思っていない。
  - ④市民の意見を的確に把握する必要がある。
- C：まだ不十分である。
- ①委員会での議論が不十分。
  - ②「研さんによって」を「研鑽を積むことに心がけ」へ変更。
  - ③代表とは地区（小学校区）代表の域から越えていない。旧市町の実態（他校区）が把握できていない。
  - ④議員の活動原則はしっかり堅持すべきである。

（会派）

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

| ・会派は、政策集団として上記の目的を果たしているか。                   |    |   |    |   |    |   |    |
|--|----|---|----|---|----|---|----|
| A  | 3人 | B | 9人 | C | 9人 | D | 1人 |
| 意見等記述欄：                                      |    |   |    |   |    |   |    |
| ■B：ある程度達成した。                                 |    |   |    |   |    |   |    |
| ①調査・研究はある程度進んでいるが、政策立案、政策提言にまで至っていない。        |    |   |    |   |    |   |    |
| ■C：まだ不十分である。                                 |    |   |    |   |    |   |    |
| ①連絡調整の場にとどまっており、政策立案等に資する調査研究の段階に至っていない。     |    |   |    |   |    |   |    |
| ②会派に理念があるのか疑問。                               |    |   |    |   |    |   |    |
| ③行政視察等は意義あるものだが、通常の議員活動では政策集団といえるまでには至っていない。 |    |   |    |   |    |   |    |

④「政策を中心とした同一の理念」を「政策を主とした同一の政治理念」へ変更。

⑤会派はこの原則に基づき活動すべきである。

■D：取り組んでない。

①行政視察集団の域を越えていない。議案や政策立案など、事前の会派内での徹底した議論がなされていない。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

・議会は、本会議のほか委員会等を原則公開しているか。

|   |     |   |    |   |   |   |   |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|
| A | 17人 | B | 5人 | C | 0 | D | 0 |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|

意見等記述欄：

■A：達成した。

①すべて原則公開となっている。

②放映は生中継だけでなく、ビデオでも視聴できる。傍聴についても、人数制限もなく、資料供与もしている。

■B：ある程度達成した。

①会議が公開されることに伴い、協議会等が頻繁に行われるようになったことについては問題がある。

②全員協議会の公開をされている。議運については、公開されるべき事案が「協議会」に移行される場合もあり検討されたい。

③委員会等に議員連絡会が含まれていない。

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

|  |    |   |     |   |    |   |   |
|--|----|---|-----|---|----|---|---|
| ・議会は、議員相互の自由討議を中心に運営し、結論を出す場合、論議を尽くして合意形成に努めているか。  |    |   |     |   |    |   |   |
| A  | 4人 | B | 10人 | C | 8人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：  |    |   |     |   |    |   |   |
| <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①真の自由討議であるか疑問も残る。</p> <p>②自由討議が不十分。</p> <p>③重要な案件については自由討議を含め、慎重審査をしているが、賛否に偏りがある場合は安易になることがないとはいえない。</p> <p>④自由討議に入る場合、審議の終了宣言が明確に行われていないケースがあるので、原則論ではなく条例で明確に記載すべきだと思う。</p> <p>■ C：まだ不十分である。</p> <p>①自身の意見表明にとどまっており、討議になっていない。</p> <p>②自由討議のタイミング、進め方など課題が多い。</p> <p>③自由討議をさらに増やす必要がある。</p> <p>④議員は思想信条は全く違うのに、議員全体による自由討議がまったくなされていない。議論より数は「力」で終わる実態がある。議員相互の論争（批判）も必要である。</p> <p>⑤質疑が充分に行われていない。事前学習、調査をして臨むことが不足しており、論議を尽くしていない。</p> |    |   |     |   |    |   |   |

（議決事件の追加）

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めま

|                        |    |   |    |   |    |   |    |
|------------------------|----|---|----|---|----|---|----|
| ・議会は、議決事件を積極的に追加しているか。 |    |   |    |   |    |   |    |
| A                      | 4人 | B | 9人 | C | 7人 | D | 2人 |
| 意見等記述欄：                |    |   |    |   |    |   |    |

|   |
|---|
| <p>■ B : ある程度達成した。</p> <p>①平成24年に基本構想、基本計画の制定、改廃について追加した。</p> <p>■ C : まだ不十分である。</p> <p>①総合戦略など全般に関わるものについては議決対象とすべきである。</p> <p>②積極的な議決事件の追加はあまりない。</p> |
|---|

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

| ・議会は、議案及び関係資料を積極的に公開しているか。  |     |   |    |   |   |   |   |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|
| A   | 15人 | B | 7人 | C | 0 | D | 0 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ A : 達成した。</p> <p>①積極的公開に努めているのでは。</p> <p>■ B : ある程度達成した。</p> <p>①ほとんど公開していると思うが、放映を視聴した市民から100%ではないとの指摘があった。</p> <p>②ある程度の資料は公開されている。</p> <p>③執行部が提出をしづる資料公開が進んでいないことがある。</p> |     |   |    |   |   |   |   |

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

| ・議会は、上記の目的を達成するため政策討論会を開催しているか。       |    |   |    |   |     |   |    |
|---------------------------------------|----|---|----|---|-----|---|----|
| A                                     | 1人 | B | 3人 | C | 10人 | D | 8人 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ C : まだ不十分である。</p> |    |   |    |   |     |   |    |



- ①近年実績がない。委員会からの発議を認めるなど開催しやすい環境づくりが必要である。
  - ②これまで数回行われたが、ここ5年くらいは開催実績がない。
  - ③以前は開催したことはあるが、最近の開催はない。報告会等による忙しさが、開催できていない一因ではないか。
  - ④政策討論会をさらに増やす必要がある。
  - ⑤当初はいくつか行われていたが最近は行われていない。
- D：取り組んでない。
- ①していない。
  - ②一切行っていない。
  - ③ほとんどなされていない。

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- 2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。
- 3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・議会は、決算審査に当たって議会の評価を行っているか。

|   |    |   |     |   |    |   |   |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|
| A | 5人 | B | 12人 | C | 5人 | D | 0 |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|

意見等記述欄：

■B：ある程度達成した。

- ①客観的評価はその提出資料が必要であり執行部の評価方法に疑問が残る。
- ②新規事業や予算の大きい事業など重要な事業をピックアップして事業評価はしているが、時間的に一部であり十分とはいえない。また、最近では附帯決議も示しておらず、予算への反映も不十分か。

■C：まだ不十分である。

- ①決算時だけでなく、新規事業については年度途中の事中評価も取り入れるべきではないか。

- ②事業抽出や評価基準など、課題がある。
- ③決算審査の評価が十分とは言えない。
- ④評価を行っているが、その裏付けとなる実態・資料など調査しきれていないので、議員力が薄れている。質疑する・しないの議員間差があまりにも大きい。チェック機能が働いていない。

### 第3章 本会議における基本原則

#### (一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

| ・議員は、条文の趣旨に沿って一般質問を行っているか。  |    |   |    |   |     |   |    |
|---|----|---|----|---|-----|---|----|
| A   | 5人 | B | 7人 | C | 10人 | D | 0人 |
| 意見等記述欄：   |    |   |    |   |     |   |    |
| ■ B：ある程度達成した。   |    |   |    |   |     |   |    |
| ①個人差がかなりある。   |    |   |    |   |     |   |    |
| ②一般質問のテーマ、吟味は難しい。論点と回答の公開は毎回できている。  |    |   |    |   |     |   |    |
| ■ C：まだ不十分である。   |    |   |    |   |     |   |    |
| ①一般質問の目的が条例の趣旨から外れ、陳情の場となっている。  |    |   |    |   |     |   |    |
| ②条文にあるような一般質問を行っていない場合がある。  |    |   |    |   |     |   |    |
| ③所属する委員会事案を質問項目に上げている。全て一問一答方式に改め、執行部との緊張感ある議場にすべきである。(例) 分割15回 一問一答27回～36回の質問回数。 |    |   |    |   |     |   |    |
| ④市長への政治的議論が行われず、窓口質問が多い。  |    |   |    |   |     |   |    |

#### (反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、

当該議員に対し反問することができるものとします。

| ・市長等は、条文の趣旨に沿って反問権を行使しているか。   |    |   |    |   |     |   |    |
|---|----|---|----|---|-----|---|----|
| A   | 1人 | B | 1人 | C | 13人 | D | 7人 |
| 意見等記述欄：   |    |   |    |   |     |   |    |
| <p>■C：まだ不十分である。</p> <p>①反問権の範囲、手続について議会、執行部で共通認識を持つべきである。</p> <p>②あまり見かけない。</p> <p>③反問権を行使することもなく、自らが答弁することもなく議案提案者としての自覚が見られない。首長の責務を果たしていない。</p> <p>■D：取り組んでない。</p> <p>①市長等をご存知なのか。</p> <p>②反問権はほとんど活用されていない。執行部は議会に対して消極的である。</p> <p>③反問権の取り扱いを今後どうするのか。</p> |    |   |    |   |     |   |    |

(質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものとどめます。

| ・議案に対する質疑は、あくまで総括大綱的な内容にとどめているか。  |    |   |     |   |     |   |    |
|---|----|---|-----|---|-----|---|----|
| A   | 1人 | B | 10人 | C | 10人 | D | 1人 |
| 意見等記述欄：   |    |   |     |   |     |   |    |
| <p>■B：ある程度達成した。</p> <p>①総括大綱的なものとどまらないケースもある。</p> <p>■C：まだ不十分である。</p> <p>①自己の意見を差し挟む場面が散見される。</p> <p>②委員会審査にゆだねるべき様な質疑が多い。</p> <p>③委員会質疑と同様な質疑が行われている。質疑のルールを徹底すべき。</p> <p>■D：取り組んでない。</p> <p>①現状は、一部の議員に偏り機能していない。議場に緊張感が感じられな</p> |    |   |     |   |     |   |    |

い。

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をたずために行います。

2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。

3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・委員長報告に対する質疑は、疑義をたずために行っているか。

|   |    |   |     |   |    |   |   |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|
| A | 4人 | B | 10人 | C | 8人 | D | 0 |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|

意見等記述欄：

■ B：ある程度達成した。

①委員長報告については、報告書概要がしっかりチェックされているので、市長等からの訂正を求めるケースはほとんどない。

■ C：まだ不十分である。

①全体会の質疑回数について検討してほしい。

②不確実。

③一部の議員に偏っている。委員会審査が報告書からの域を出ていないので、審査過程における具体的な争点が解明されない。

④そもそも質疑を行わない議員が多い。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・委員長報告は、概要等を明らかにし、詳細に要領よく行われているか。

|   |    |   |     |   |    |   |   |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|
| A | 6人 | B | 12人 | C | 4人 | D | 0 |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|

意見等記述欄：

|  |
|--|
| <p>■ A：達成した。</p> <p>①概要は詳細にわたっており、現状で十分である。</p> <p>■ C：まだ不十分である。</p> <p>①予算委員会報告については、分科会報告と酷似しているため、工夫の余地あり。</p> <p>②簡略され過ぎている。</p> |
|--|

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

|  |     |   |    |   |   |   |   |
|--|-----|---|----|---|---|---|---|
| ・議案等における賛否は原則公開しているか。  |     |   |    |   |   |   |   |
| A  | 20人 | B | 2人 | C | 0 | D | 0 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ A：達成した。</p> <p>①議会だより等により、公開している。</p> <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①賛否の理由の公開についても検討してほしい。</p> |     |   |    |   |   |   |   |

#### 第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

|  |    |   |     |   |    |   |   |
|--|----|---|-----|---|----|---|---|
| ・委員会は、所管事務調査を機動的に実施し、専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮しているか。                                     |    |   |     |   |    |   |   |
| A  | 5人 | B | 12人 | C | 5人 | D | 0 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①議案審議、所管事務調査において、適正な議案審査を行うためにも、議員力が問われる。</p> |    |   |     |   |    |   |   |

- ②委員会により差異がある。
- ③現状、できる範囲においては委員会としての機能は十分発揮しているが、構成委員が全てオールマイティではない。
- C：まだ不十分である。
- ①課題山積しているものの機動的・継続的になされていない。
- ②市民団体の方が情報を多く所有し、積極的な意見を表明するなど、委員会が後手に回る例がある。
- ③委員会によって差があるように思う。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

・委員会は、議会審議における論点情報を形成し、提案者に対して上記の事項を明らかにするよう求めているか。

|   |    |   |     |   |     |   |   |
|---|----|---|-----|---|-----|---|---|
| A | 1人 | B | 10人 | C | 11人 | D | 0 |
|---|----|---|-----|---|-----|---|---|

意見等記述欄：

- B：ある程度達成した。
- ①審議事項により差異がある。（公下会計の地公企法財務適用など）
- ②質疑の流れにより、多方面から審査はしているが、改めて個別に問われると疑問である。
- C：まだ不十分である。

- ①執行部側からの資料提出において、論点情報が乏しい。
- ②現在、議案提案時に上記の項目すべてについての明確な説明を求めている。
- ③議員側に質疑するほどの論点資料を持ち得ていないので、議論が軟弱（低調）である。
- ④部署によって差がある。委員会で審査し追加の資料提出を求めることが少ない。

## 第5章 市民と共に行動する議会

（市民懇談会の実施）

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

| ・議会は、上記の目的を達成するために市民懇談会を実施しているか。   |     |   |    |   |    |   |   |
|--|-----|---|----|---|----|---|---|
| A  | 13人 | B | 8人 | C | 1人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：  |     |   |    |   |    |   |   |
| <p>■ A：達成した。</p> <p>①市民懇談会の申請は、全て受け入れている。</p>  |     |   |    |   |    |   |   |
| <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①熟知した一部の市民団体を除けば、市民に懇談会の趣旨が行き届いていないので、議会（議員）側から開催を求めている。</p> <p>②議会から申し出て開催できるようにすべきである。</p> |     |   |    |   |    |   |   |
| <p>■ C：まだ不十分である。</p> <p>①近年はテーマ、団体が固定化している。委員会側から市民団体に実施を持ちかけられるようにしてはどうか。</p>                                       |     |   |    |   |    |   |   |

（請願者及び陳情者の意見陳述）

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

| ・議会は、請願等の審議において提案者の意見を聴く機会を設けているか。  |     |   |    |   |    |   |   |
|---|-----|---|----|---|----|---|---|
| A   | 19人 | B | 2人 | C | 1人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：<br><b>■ A：達成した。</b><br>①積極的に取り組んでいるのでは。<br>②請願、陳情については、提案者の願意を十分聴取できるよう、その機会を設けている。<br><b>■ C：まだ不十分である。</b><br>①陳情は請願と異なり紹介議員が必要でない。どんな陳情でも意見を聴く機会を設けなければならない運用は改めるべきである。 |     |   |    |   |    |   |   |

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

| ・議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用しているか。   |    |   |    |   |    |   |    |
|--|----|---|----|---|----|---|----|
| A  | 7人 | B | 5人 | C | 9人 | D | 1人 |
| 意見等記述欄：<br><b>■ B：ある程度達成した。</b><br>①請願等の参考人招致にとどまっている。<br><b>■ C：まだ不十分である。</b><br>①請願審査だけでなく、議案審査においても参考人や公聴会制度を活用すべきである。<br>②案件によっては、参考人制度を活用し意見陳述を求めているが、そんなケースは稀である。<br>③公聴会が未開催<br>④公聴会制度が活用されていない。<br><b>■ D：取り組んでない。</b><br>①公聴会制度は実施されていない。 |    |   |    |   |    |   |    |



(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

| ・議会は、必要があると認めるときは、附属機関を設置しているか。   |    |   |    |   |     |   |    |
|---|----|---|----|---|-----|---|----|
| A   | 6人 | B | 1人 | C | 10人 | D | 5人 |
| 意見等記述欄：<br>■D：取り組んでない。<br>①現状、附属機関を設けるには至っていない。<br>②附属機関が必要か。？B<br>③当面の課題として、政務活動費や報酬について議論する場（機関の設置）が保障されていない。 |    |   |    |   |     |   |    |

(議会広聴の充実)

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

| ・議会は、多様な広聴手段を活用し、市民の意見を把握し、市政に反映させているか。   |    |   |     |   |    |   |   |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|
| A   | 8人 | B | 10人 | C | 4人 | D | 0 |
| 意見等記述欄：<br>■A：達成した。<br>①モニター制度をもう少し充実強化をすべきである。(例) 特定のモニターからの意見が固定化されている。<br>■B：ある程度達成した。<br>①その他の広聴手段の模索が必要<br>②議会報告会が広報、広聴活動になっているが、議会が出向いての広聴活動については協議中である。<br>■C：まだ不十分である。<br>①議会カフェに参加しない層に対する広聴手段を検討すべきである。 |    |   |     |   |    |   |   |

- ②モニター制度が創設されたが、市民意見の把握は不十分。
- ③多様な広聴手段が活用されていない。

## 第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

・議会は、説明責任を果たすため、議会報告会を年2回以上行っているか。

|   |     |   |    |   |   |   |   |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|
| A | 21人 | B | 1人 | C | 0 | D | 0 |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|

意見等記述欄：

■ A：達成した。

- ①審議内容等の説明が不十分であると思う。
- ②議員1人当たり3人以上のルールを守らない議員がいる。
- ③要綱により、年4回の定例会ごとに6会場で報告会を開催しているが、他の活動が抑制されるなど弊害も出ている。
- ④議会報告会は、「議会だより」で事足りることを行っている。議会報告会は止めて、広聴の意味からも「議会だより」の事前報告会ではない、テーマを決めて市民の意見を聞き、政策提案できるような意見交換会を行うのが良い。
- ⑤参加人数増や報告会運営の改善が見られる。

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 全員協議会記録
- (4) 委員会報告書
- (5) 視察報告書

- (6) 議長交際費
- (7) 政務活動費
- (8) 議会スケジュール
- (9) その他議長が必要と認めたもの

| ・議会は、上記の各号に掲げる事項について公開しているか。   |     |   |    |   |   |   |   |
|--|-----|---|----|---|---|---|---|
| A  | 20人 | B | 2人 | C | 0 | D | 0 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ A：達成した。</p> <p>①市民が知りたい情報は、インターネットを含め常時公開している。</p> <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①(5)視察報告書については、市民側から解読できるのか、要点筆記だけでは限界がある。工夫が必要と思う。</p> |     |   |    |   |   |   |   |

(議会広報の充実)

第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

| ・議会は、分かりやすい情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか。  |    |   |    |   |    |   |   |
|--|----|---|----|---|----|---|---|
| A  | 8人 | B | 9人 | C | 5人 | D | 0 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■ B：ある程度達成した。</p> <p>①新たな広報手段を考えるべき。</p> <p>②議会としては、議会だよりや議会報告会等により、現状でき得る範囲での広報活動はしているが、市民の関心は薄い。</p> <p>③もう少しカラー紙面にするべきだと思うが。(例)議員からの提供写真は白黒でよく分からない。</p> <p>■ C：まだ不十分である。</p> |    |   |    |   |    |   |   |

- ①議会だより以外の広報媒体について検討すべきである。キッズページを設けるなどホームページの充実も必要である。
- ②さらなる議会広報活動が必要である。
- ③「The市議会」を発行しているが、市民の認知が不十分であり、議会の努力が必要。用語がまだ難しい。
- ④多様な広報手段が活用されていない。

## 第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

### (政治倫理)

第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めているか。

|   |    |   |     |   |    |   |   |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|
| A | 4人 | B | 12人 | C | 6人 | D | 0 |
|---|----|---|-----|---|----|---|---|

意見等記述欄：

■ B：ある程度達成した。

①品位の保持、識見を養うとは具体的に何をもちて評価するのか。

②完璧ではないが、ほぼできていると思っている。

■ C：まだ不十分である。

①現職議員が逮捕され、選挙違反で嫌疑がかけられるなど、日々、議員自らが研鑽すべきである。

### (議員定数)

第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

・委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、様々な要素を考慮の上、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしていか。

|   |    |   |     |   |   |   |    |     |    |
|---|----|---|-----|---|---|---|----|-----|----|
| A | 8人 | B | 11人 | C | 0 | D | 2人 | 未記入 | 1人 |
|---|----|---|-----|---|---|---|----|-----|----|

意見等記述欄：

■ A：達成した。

- ①地方自治法に根拠があることを明記する。
- ②常任委員会を2に減じることで、委員定数は削減可能。
- ③現状の定数で可とする。

■ B：ある程度達成した。

- ①2項の課題に正面から考慮されているか。
- ②現条例改正時には、十分な時間をかけ、市民の意見を聞くなど、あらゆる角度から検討したが、それ以降、議員定数についての議論はない。

(議員報酬)

第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

・委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしていか。

|   |    |   |    |   |    |   |    |     |    |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|
| A | 6人 | B | 7人 | C | 1人 | D | 7人 | 未記入 | 1人 |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|

意見等記述欄：

■ A：達成した。

- ①お手盛りとならない様、第三者機関である報酬審で審議されており適正では？
- ②家族を養っていける報酬が必要。

■ B：ある程度達成した。

- ①地方自治法に根拠があることを明記する。

■ C：まだ不十分である。

①市長の諮問機関である「特別職報酬等審議会」において、議員・議会活動の説明などはしているが、議会が積極的に報酬について議論したことはない。

■D：取り組んでない。

①議員の側から明確な改正理由を付すことが可能か。

②専門的知見を求めた附属機関を設置することだが開催されていない。任期内で結論を出すべきだ。

(政務活動費)

第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。

|   |    |   |    |   |    |   |    |     |    |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|
| A | 7人 | B | 5人 | C | 3人 | D | 6人 | 未記入 | 1人 |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|

意見等記述欄：

■C：まだ不十分である。

①政務活動費の本来の目的が審議する者に伝わっているか、他市との比較も？

②政務活動費については、金額等において本格的な改正の議論には至っていない。

○会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿等を整理し、その使途の透明性を確保しているか。

|   |     |   |    |   |   |   |   |     |    |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|-----|----|
| A | 16人 | B | 5人 | C | 0 | D | 0 | 未記入 | 1人 |
|---|-----|---|----|---|---|---|---|-----|----|

意見等記述欄：

■ A：達成した。

①活動成果指標を添付すべきと思う。

■ B：ある程度達成した。

①活動成果を市民へ報告することを明記する。

## 第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

・議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図っているか。

|   |    |   |    |   |    |   |    |     |    |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|
| A | 7人 | B | 6人 | C | 4人 | D | 3人 | 未記入 | 2人 |
|---|----|---|----|---|----|---|----|-----|----|

意見等記述欄：

■ A：達成した。

①詳細については、事務局から議長に申告する必要がある。

■ B：ある程度達成した。

①充実強化を図るべき権限があるのか、よく分からない。現状では、事務局職員は責務を果たしているので、議長がそれなりに職責を全うしているのだろう。

■ D：取り組んでない。

①法務機能の充実強化は不可欠とは思いますが、現状は事務局職員に依存している。

(議会図書室)

第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

・議長は、議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めているか。

|   |    |   |   |   |     |   |    |     |    |
|---|----|---|---|---|-----|---|----|-----|----|
| A   | 4人 | B | 0 | C | 11人 | D | 5人 | 未記入 | 2人 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■C：まだ不十分である。</p> <p>①ほとんど利用していない。議会の倉庫?になっているので、資料等充実強化すべきだと思う。</p> <p>②市民への公開がされていないし、議員の利用も少ない。</p> <p>■D：取り組んでない。</p> <p>①議会図書室については、全くと言ってよいほど目が向けられていない。</p> |    |   |   |   |     |   |    |     |    |

## 第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

|   |     |   |    |   |    |   |    |     |    |
|---|-----|---|----|---|----|---|----|-----|----|
| <p>・市議会に関する他の条例等を制定する又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しているか。</p>  |     |   |    |   |    |   |    |     |    |
| A   | 10人 | B | 8人 | C | 2人 | D | 1人 | 未記入 | 1人 |
| <p>意見等記述欄：</p> <p>■A：達成した。</p> <p>①自治基本条例と並ぶ重要な条例であり、当然その存在の上に立ち取り計られている。</p> <p>②その都度尊重され、追加・見直しをされていると思う。</p> <p>■C：まだ不十分である。</p> <p>①要綱設置の際、条例との整合性を図っていないものもある。</p> |     |   |    |   |    |   |    |     |    |

(条例の見直し等)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。



3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。

・議会は、基本条例の目的が達成されているか否かを2年ごとに検証し、改選後速やかに基本条例の研修を行っているか。

|   |    |   |    |   |    |   |    |
|---|----|---|----|---|----|---|----|
| A | 7人 | B | 5人 | C | 4人 | D | 6人 |
|---|----|---|----|---|----|---|----|

意見等記述欄：

■ C：まだ不十分である。

①必ずしも2年ごとの検証にはなっていない。

■ D：取り組んでない。

①前選挙の後、実施されない。

②新人議員への研修はされているが、A～D評価区分だけではなく、なぜAなのか？なぜDなのか分析（議論）すべきではないか。

### 自由記述欄

- ① この議会基本条例の検証のため議運での議論がもう少し必要ではないか。
- ② 基本条例改正の検討や議会報告会の見直しを含めた特別委員会の設置について検討してはどうか。
- ③ 議会報告会は「議会だより」で代替え可能。故に報告会を廃止して、テーマを決めて、市民との意見交換会とする方が政策立案しやすい。
- ④ 全体を通じて、条例を基本とした議会となっていないように感じている。議員は常に市民に接し、市民の目線で活動を行い、議案の審査に臨まなくてはならない。ただし、議員は市民の苦情伝達係ではなく、政策的にどうか、市政上の問題は何かなどに昇華させていかななくてはならない。また、一般質問は、市長との政策論議を行う場と自覚し臨むべきである。